

新DNA鑑定をめぐる経緯

ゴビンダさん無実の新たな証拠

2011年9月14日 無実のゴビンダさん支援集会

作成 無実のゴビンダさんを支える会 事務局

参考資料

今回のDNA鑑定結果がわれわれに知られるに至った経緯は、以下の通り。

● 7月21日

読売新聞のスクープ（朝刊1面と社会面トップ）

「東電OL殺害 再審可能性」その後、テレビや各紙夕刊が一斉に報道。

午後、支える会が横浜刑務所を訪れ、ゴビンダさんにDNA鑑定結果を伝える。ゴビンダさん—「調べてくれれば良い結果が出ると確信していた」と喜びの声。

検察は、情報漏れについて何の釈明もないまま、鑑定結果が「再審開始事由にならない」等の非公式コメントをメディアに流し始める。

● 7月25日

午後5時、検察が鑑定書を弁護団に開示。鑑定書の日付は7月23日。つまり鑑定書が出来上がる前に、内容の一部がリークされたことになる。

● 7月26日

弁護団が鑑定書を証拠申請し「再審請求補充書(8)」を東京高裁に提出。「本日付で提出した鈴木廣一作成の鑑定書は、請求人（ゴビンダさん）に無罪を言い渡すべき明かな証拠です」として「速やかに再審開始が決定されるべき」と申し立てた。

夕方、司法記者クラブで記者会見した弁護団は、検察に対し、刑の執行停止（釈放）を申し入れたこと、また、法廷外で新証拠の証拠価値に関わるコメントを行っていることに厳重に抗議した、と明らかにした。

● 7月29日

弁護人が横浜刑務所を訪れ、ゴビンダさんに報告。

● 8月4日

支える会と日本国民救援会、東京高検に対する要請行動—「再審の開始を遅らせる行為は一切しないこと」「ゴビンダさんを直ちに釈放すること」の2点を申し入れ。

● 8月10日

裁判所・弁護団・検察の三者協議。検察は、鑑定書を認めるか争うかについて無回答。回答時期についても「今は返答できない」。裁判所は回答時期を一週間以内に明らかにするように要求。→後に検察は9月16日までに意見を表明すると回答。

支える会と日本国民救援会が高裁に要請行動—「直ちに再審開始を決定し、刑の執行を停止すること」

● 9月2日

検察が、さらに42点の証拠を開示し、それらのDNA鑑定を行いたいとの意向を裁判所と弁護団に伝える。→弁護団には証拠の一覧表のみ開示

● 9月8日

被害者の胸部や口に付着していた唾液からO型反応が出たが、B型反応は出なかったという鑑定書を含む証拠が開示される。

● 9月9日

急遽、三者協議が開かれ、弁護団は鈴木鑑定以降にもさらに隠されていた証拠があったことに怒りを表明。これらの証拠のDNA鑑定については今後慎重に検討する。

支える会、新たに発覚した証拠隠しに対して抗議声明を公表。

● 9月11日

ラダさん、インドラさん来日。

● 9月12日

ラダさん、インドラさん ゴビンダさんと面会。ゴビンダさんは鈴木鑑定だけで無罪が明らかなのに、さらに検察が証拠を隠していたこと、その鑑定を今さら行うことでさらに再審が遅れることについて怒りを伝える。

弁護団、唾液に関する新開示鑑定を証拠申請する。

鈴木鑑定は、新規明白な証拠

◆前提となる事実（一二審の判決構造）

一審無罪判決の要点

- ・コンドームは事件当夜に投棄されたものとは言い切れない。
- ・被害者の死体付近に、被告人及び被害者以外の者の陰毛が2本落ちていた
→ 第三者が101号室に入って本件犯行に及んだ疑いが払拭しきれない。
- ・巣鴨の定期入れ
- ・被害者による101号室独自使用の可能性を否定しきれない。

●状況証拠はいずれも反対解釈の余地があり、被告人を犯人とするには合理的疑いが残る。

控訴審逆転有罪の要点

- ①現場に遺留されたB型陰毛2本のうちの1本のミトコンドリアDNAが被告人と一致
 - ②現場のトイレに遺棄されたコンドーム内の精液のDNA型が被告人と一致
 - ③このコンドーム内の精液は遺棄されてから10日と考へても押尾鑑定結果と矛盾しない
 - ④事件前の2月下旬～3月2日ころまでに被害者と101号室で買春したとの弁明は、被害者の手帳記載（きわめて正確）と照らして信用できない。
 - ⑤S田の目撃証言は信用性が高い。
 - ⑥3月8日に被告人が101号室に行くことは時間的にも可能
- ⑦他方、被告人の言うとおりに、本件犯行が行われる以前から、K荘101号室の出入口の施錠がされないままになっていたとしても、右アパートに係わりのない被害者が、同室が空室であり、しかも施錠されていないと知って、売春客を連れ込み、あるいは、被告人以外の男性が被害者を右の部屋に連れ込むことは、およそ考へ難い事態であること。

最も重要なのは⑦であり、他は補完的証拠に過ぎない。

◆鈴木鑑定で判明した事実

被害者の膣内の残留精液（血液型O型）のDNA型は、被害者が最後に一緒にいた馴染み客A氏のものとは一致しない。この型をもつ人物は従来はまったく未知の第三者である。101号室のカーペット上に残されていた陰毛のうち、1本のDNA型が、この未知の人物X氏のDNA型と一致した。

室内の他の2本の陰毛から、被害者とX氏のDNA型が混合した型が検出された。

ここから分かること

●被害者はゴビンダさんでもA氏でもない未知のXと、101号室内で関係をもった。

●すなわち、控訴審有罪判決の大前提である

「被告人以外の男性が被害者を右の部屋に連れ込むことは、およそ考へ難い事態である」が完全に（推測ではなく）物証によって否定された。

したがって、被告人に無罪を言い渡すべき証拠が新たに発見された場合に相当し、刑訴法435条⑥にいう再審開始事由が満たされたことになる。したがって刑訴法448条第1項にもとづき、東京高裁は再審を開始しなければならない。

註 被害者の血液型はO型、ゴビンダさんはB型。被害者と夜7時から10時ころまで一緒にいた客のA氏もO型。（殺害時刻は深夜0時前後ころ）

◆9月2日に検察が持ち出したさらなる未開示証拠

被害者の頸部から採取された微物、胸部等から検出された唾液（血液型O型）を含む42点のDNA鑑定を新たに行いたいと言い出した。胸部からB型が検出されていない点はゴビンダさんのさらなる無罪証拠として証拠申請した（9月12日）

検察は直接真犯人に結びつく可能性のあるこれらの証拠を14年間隠していたことが判明した。